

- の文言は改定後に変更となります。
- の文言は改定後に追加または削除となります。

りそな Net アンサー規約

改定前	改定後
第1条（本サービス・申込等）	第1条（本サービス・申込等）
(4) (2) の登録は、りそなカード《セゾン》ごとに行うものとします。	(4) 本条第2項の登録は、りそなカード《セゾン》ごとに行うものとします。
第3条（本人認証）	第3条（本人認証）
会員は、本人認証手続きに対応したオンライン加盟店においては、Net アンサーパスワードまたは当社が発行するワンタイムパスワードを入力する方法によりショッピングサービスを利用できるものとします。	会員は、本人認証手続きに対応したオンライン加盟店においては、Net アンサーパスワードまたは当社が発行するワンタイムパスワードを入力する方法によりショッピングサービスを利用できるものとします。
第4条（提携先のサービス）	第3条（提携先のサービス）
条文省略	条文省略
第5条（環境）	第4条（環境）
条文省略	条文省略
第6条（Net アンサーID 等）	第5条（Net アンサーID 等）
条文省略	条文省略
第7条（サービスの一時中断）	第6条（サービスの一時中断）
当社は、サービス提供のための装置の保守点検・設備更新・運営上の必要および天災・災害・装置の故障等の事由により本サービスの提供を中断することがあります。	当社は、サービス提供のための装置の保守点検・設備更新・運営上の必要および天災・災害・装置の故障等の事由により本サービスの提供を一時中断することがあります。
第8条（免責事項）	第7条（免責事項）
(4) 第7条の中断が生じた場合、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。	(4) 第6条の一時中断が生じた場合、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
第9条（変更の届出）	第8条（変更の届出）
条文省略	条文省略
第10条（通知）	第9条（通知）
(1) 本サービスの利用および本規約に基づく会員宛の諸通知は、会員が申出たEメールアドレスにその内容を発信したときをもって、到達したものとみなします。会員は、当社からの諸通知を受信できるよう、メールソフトやセキュリティソフトなどの設定を行うものとします。 (2) Eメールの管理を行うプロバイダのコンピュータシステムの事故、またはEメールアドレスの変更・廃止を行ったにもかかわらず	(1) 本サービスの利用および本規約に基づく 会員宛て の諸通知は、会員が申出たEメールアドレスにその内容を発信したときをもって、到達したものとみなします。会員は、当社からの諸通知を受信できるよう、メールソフトやセキュリティソフトなどの設定を行うものとします。 (2) Eメールの管理を行うプロバイダのコンピュータシステムの事故、またはEメールアドレスの変更・廃止を行ったにもかかわらず

第 9 条の変更の届出を行わなかった場合は、最終届出のメールアドレスに宛てて諸通知の内容を送信したときをもって到達したものをとします。なお、本条第 1 項後段の設定を行わなかった場合も同様とします。	第 8 条の変更の届出を行わなかった場合は、最終届出のメールアドレスに宛てて諸通知の内容を送信したときをもって到達したものをとします。なお、本条第 1 項後段の設定を行わなかった場合も同様とします。
第 11 条（個人情報の取扱い等）	第 10 条（個人情報の取扱い等）
条文省略	条文省略
第 12 条（譲渡等の禁止）	第 11 条（譲渡等の禁止）
条文省略	条文省略
第 13 条（退会）	第 12 条（退会）
条文省略	条文省略
第 14 条（資格喪失）	第 13 条（資格喪失）
条文省略	条文省略
第 15 条（損害賠償）	第 14 条（損害賠償）
条文省略	条文省略
第 16 条（変更・廃止）	第 15 条（変更・廃止）
条文省略	条文省略
第 17 条（本規約の変更等）	第 16 条（本規約の変更等）
条文省略	条文省略
第 18 条（準拠法）	第 17 条（準拠法）
条文省略	条文省略
第 19 条（合意管轄）	第 18 条（合意管轄）
条文省略	条文省略
2007 年 3 月改定	2007 年 3 月改定
2010 年 3 月改定	2010 年 3 月改定
2020 年 1 月改定	2020 年 1 月改定
2021 年 1 月改定	2021 年 1 月改定
2022 年 10 月改定	2022 年 10 月改定
	2026 年 2 月改定